

三医国発第33号  
令和3年9月17日

1・3種組合員様

三重県医師国民健康保険組合  
理事長 松本 純一  
(公印省略)

## 新型コロナウイルス感染症の労災補償の取扱いについて（ご依頼）

平素から本組合の業務の推進につきまして、多大のご理解とご協力を賜り厚く御礼申し上げます。また、現下のコロナ禍のなか、組合員の皆様方におかれましては業務ご多端のことと拝察させていただきます。

さて、標記のことにつきまして、医療従事者（医師、看護師、介護従事者等）が新型コロナウイルスに感染した場合には、厚労省からの通知における取扱いにより、業務外で感染したことが明らかである場合を除き、原則として（感染経路が特定されなかった場合も含まれる）労災保険給付の対象となることとされています。

従って、労災法による療養補償給付を受けることができる場合は、国民健康保険法第56条第1項の「他の法令による医療に関する給付との調整」規定に基づき、本国保組合における療養の給付等を行わないこととされています。

しかしながら、現在の本組合に対する医療機関からのレセプト請求には、労災該当と思われる組合員の新型コロナウイルス感染症に係る事案が見受けられております。

本来労災補償されるべき疾病が、労災の適用（国庫負担）を受けることなく本組合の保険適用（組合負担）となってしまうことは、労災における各種補償を受けるうえから、また組合の医療財政上からも組合員の皆様方の不利益となってしまう。

こうしたことから、お手数をお掛けしますが、事業主組合員の皆様方におかれましては、従業員等が新型コロナウイルス感染症に罹患し、労災適用になるとと思われる場合には労働基準監督署にお問い合わせのうえ、罹患者本人による労災申請を行って頂きますようご指導方よろしくお願い申し上げます。

おって、新型コロナウイルス感染症の労災補償における取扱いに係る厚労省の関連文書等につきましては、本組合のホームページに掲載させていただくこととしておりますので、合わせてご了解いただきますようお願いいたします。